

広野町復興推進計画

平成 29 年 1 月 17 日
福 島 県 広 野 町

1. 計画の区域

広野町全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらした。当町においても、震災・大津波により、建物や道路・水道をはじめとする社会インフラにも甚大なる被害を生じるなど、その被害は全町域に及び、人的被害も平成 28 年 11 月現在で死者、行方不明者合わせて 3 名となっている。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の原発事故により、役場機能の町外移転、約 5,000 名の町民が町外への避難生活を強いられ、現在も約 2,200 人（平成 28 年 12 月 1 日現在）の町民が町外へ避難している。

また、これに伴う風評被害等による農・商・工業の衰退、町民の流出が懸念されるなど、深刻な状況が続いている。

こうした中、当町では、平成 26 年 3 月策定の第二次広野町復興計画に基づき、東日本大震災及び原発事故からの生活再建、農・商・工業の再生と地域経済の復興、町民一人ひとりが「安全・安心」に生活できる環境の構築をするため、当町の中核的産業を担い得る企業の設備投資を支援することで、町民生活の安定等、当町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを当計画の目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

町民生活の安定、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を促進するため、当町の中核的産業である宿泊業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を推進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

ひろのプログレス合同会社（以下「対象事業者」という。）が、広野駅東

側地区において、宿泊施設の新設を行うために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

当町における宿泊業は、当町の宿泊業、飲食サービス業における従業員数で第1位であり、当町の中核的産業である。対象事業者が当町に進出した場合、稼働時には24名の新規雇用を予定しており、宿泊業における従業員数の約14%を占めることとなることから、対象事業者が行う設備投資による雇用効果や経済効果等は、被災地の各種復旧・復興事業に大きな影響を与え得るものである。

したがって、目標に掲げた「町民生活の安定等、当町の地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成する為に必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社 三井住友銀行

株式会社 東邦銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当町では、原子力・廃炉作業をはじめとした復旧・復興事業に県外、町外から多数の関係者が従事している。このため、町内の宿泊施設は慢性的に不足しており、一般旅行者等も宿泊できない状態にある。

こうした中、対象事業者が当町に宿泊施設を新設することは、復旧・復興事業のスピードを加速するとともに、地域経済の活性化及び雇用機会の創出に結び付くものであり、当町の復興の円滑かつ迅速な推進と雇用創出に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、広野町、福島県、広野町商工会、株式会社三井住友銀行、株式会社東邦銀行及び対象事業者を構成員とする広野町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。